

議案第 1 4 6 号

前橋市屋外広告物条例の改正について

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

前橋市屋外広告物条例（平成 2 0 年前橋市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項本文中「許可表示者は、当該許可の有効期間について、更新を受ける」を「市長は、許可表示者の申請に基づき、当該許可の有効期間を更新する」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 3 1 条中「管理責任者」の次に「若しくは屋外広告物等の所有者若しくは占有者」を加え、「補修」の次に「、除却」を加える。

第 3 2 条第 2 項中「合格した者」の次に「（以下「屋外広告士」という。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（点検義務）

第 3 2 条の 2 屋外広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する屋外広告物等について、市規則で定めるところにより、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有するものとして市規則で定める者に、当該屋外広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、市規則で定める屋外広告物等については、この限りでない。

2 第 1 7 条第 1 項の規定による許可の有効期間の更新を申請しようとする者は、前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

第 3 8 条第 2 号中「第 1 7 条第 3 項」を「第 1 7 条第 2 項」に改める。

第 5 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 屋外広告士

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。